

議案第 2 1 号

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 8 年 2 月 1 7 日

提出者 墨田区長 山 本 亨

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成 1 2 年墨田区条例第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「基準は、人事委員会の承認を得て、墨田区教育委員会規則（以下「教育委員会規則」という。）で定める」を「基準となるべき職務の内容は、幼稚園教育職員給料表等級別基準職務表（別表第 2）に定めるとおりとする」に改め、同条第 3 項中「職を」の次に「前項の幼稚園教育職員給料表等級別基準職務表及び」を加える。

第 6 条の見出し中「、昇格及び昇給」を「及び昇格昇給等」に改め、同条第 1 項中「教育委員会規則」を「墨田区教育委員会規則（以下「教育委員会規則」という。）」に改め、同条第 7 項中「まで」の次に「及び第 6 項」を加え、同項を同条第 8 項とし、同条第 6 項を同条第 7 項とし、同条第 5 項の次に次の 1 項を加える。

6 職員を降給させる場合におけるその者の号給は、職員の分限に関する条例（昭和 3 3 年墨田区条例第 1 0 号）第 7 条の規定により、当該職員が降給した日の前日に受けていた号給より 3 号給下位の号給（当該受けていた号給が職員の属する職務の級の最低の号給の上位 3 号給以内の号給である場合にあっては、当該最低の号給）とする。

第 6 条の 3 中「第 6 条第 6 項」を「第 6 条第 7 項」に改める。

第 1 4 条第 2 項第 2 号中「別表第 2」を「別表第 3」に改める。

第 2 4 条第 1 項第 4 号中「（昭和 3 3 年墨田区条例第 1 0 号）第 2 条」を「第 2 条第 1 項」に改める。

第28条第3号及び第4号中「^こ禁錮」を「禁錮」に改める。

第29条第1項第1号中「^こ禁錮」を「禁錮」に改め、同条第2項中「昭和37年法律第160号）第14条又は第45条」を「平成26年法律第68号）第18条第1項本文」に改める。

別表第2を別表第3とし、別表第1の次に次の1表を加える。

別表第2

幼稚園教育職員給料表等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	教諭の職務
2 級	主任教諭の職務
3 級	副園長の職務
4 級	園長の職務

付 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第6条第6項の規定は、平成28年4月1日以後の幼稚園教育職員の行為に係る降給について適用する。

(降給の場合における給料の切替えに伴う経過措置の取扱い)

- 3 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成23年墨田区条例第12号)付則第4項及び第5項の規定により特別区人事委員会(以下「人事委員会」という。)が定める給料月額を受けている職員のうち、人事委員会が定めるもののこの条例による改正後の第6条第6項の規定を適用した場合の給料月額については、人事委員会が定める。

(委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

(提案理由)

地方公務員法の一部改正に伴い等級別基準職務表を定めるとともに、職員の分限処分における降給制度の導入に伴い降給させる場合の号給について定めるほか、所要の規定整備をする必要がある。